

別表 1

	<整備メニュー 1>	<整備メニュー 2>
	地域移行に向けた共同生活援助事業所の整備	危険区域に所在する施設に係る大規模修繕・移転改築等の整備
【対象となる事業種別】	共同生活援助事業所	障害者支援施設・ 障がい福祉サービス事業所
【整備要件】 整備に当たっては、それぞれ右記の要件を <u>全て満たす</u> ものであること。	ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令 171 号）に適合すること。	イ 移転等の整備予定地については安全性が確保されている場所であること。
	イ 緊急時の受入対応等の役割を担う短期入所を併設すること。	
	ウ 強度行動障がい者（強度行動障がいと判断されている者をいう。以下同じ。）又は重度障がい者（「障害支援区分」が 5 又は 6 の者をいう。以下同じ。）を新たに 1 名以上、かつ、原則 5 年以上受け入れること。	
【優先整備の対象】	○ 障害者支援施設に入所している又は障害児入所施設から成人サービスへ移行する強度行動障がい者や重度障がい者を積極的に受け入れるもの ○ 市町村から地域生活支援拠点として位置づけられることが見込まれるもの（既に位置付けられている場合を含む。） ○ 福祉避難所及び地域交流の場としての機能を有するもの ○ 介護面等でのサービスの必要性の高い重度障がい者や強度行動障がい者の生活の場を確保する観点から、日中サービス支援型のグループホームを開設するもの	○ 市町村から地域生活支援拠点として位置づけられることが見込まれるもの（既に位置付けられている場合を含む。） ○ 福祉避難所及び地域交流の場としての機能を有するもの ○ 介護面等でのサービスの必要性の高い重度障がい者や強度行動障がい者の生活の場を確保する観点から、これらの重度障がい者等に対応するもの